

奈良県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
まゆみクリニク	生駒市真弓二丁目四番五号	令和四年十二月三十一日
てんり歯科	天理市西井戸堂町四五五―二―三号室	令和四年十二月三十一日